

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日（木）午後2時00分から午後2時28分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	欠	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	出	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 樹市	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 第4 議案第20号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について
- 第5 議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議長 ただ今から令和4年第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員8名、推進委員3名の計11名であり、総会開催の定足数に達しております。総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、2番高田卓司委員、3番高田光國委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第19号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第19号についてご説明いたします。

整理番号は、24でございます。

里庄町長より、令和4年11月10日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています。

1筆、地目は田、面積は1,562m²です。

設定を受ける者は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団、いわゆる農地中間管理機構で、設定を行う者は●●●●代表相続人●●●●さんです。

続いて、整理番号29でございます。

1筆、地目は田、面積は477m²です。

設定を受ける者は●●●●さん、設定を行う者は●●●●さんです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、①農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法の規定に基づき町が定める基本構想に適合するものであること、②利用権の設定を受けた者は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、③耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われます。

議長 ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第19号、整理番号24及び29について、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第19号、整理番号24及び29は承認と決定します。

続きまして、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第20号についてご説明いたします。

整理番号は、23でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は150m²です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番 譲受人がもともと所有している農地に入るための進入路が必要とのことで、譲渡人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号23は許可と決定します。

続きまして、整理番号25について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、25でございます。関連議案ですので、一括してご説明します。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

整理番号25は、譲受人●●●●さん外4名、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畠、面積は264m²です。

続きまして、整理番号26は、譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さん外4名です。

申請地は2筆、地目は畠が2筆、面積は計130m²です。

今回、譲受人が農地の交換を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

議長 事務局からの説明が終わりました。

●番 次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。

もともと、お互いがそれぞれの土地を使っており、今回名義を実態に合わせるという話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号25及び26は許可と決定します。

続きまして、整理番号28について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、28でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は245m²です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

議長 事務局からの説明が終わりました。

●番 次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。

譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

●番 同じ場所で、一部は賃貸、一部は売買というのは何か理由があるのか。

事務局 大きい農地を分筆して賃貸と売買をするということです。

議長 その他質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号28は許可と決定します。

続きまして、整理番号30について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、30でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は畠、面積は21m²です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号30は許可と決定します。

続きまして、整理番号32について事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、32でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は3筆、地目は田が1筆、畠が2筆、面積は計1,501m²です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用する事が出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について、●番●●●●委員よりご報告します。

- 番 譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。
- 議 長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。
- 質問、意見等はございませんか。
- (質問、意見なし)
- 許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 全員賛成でございますので、整理番号32は許可と決定します。
- 続きまして、今回上程されています議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第21号整理番号27についてご説明いたします。
- 本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転、及び使用貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。
- 借り人●●●●さん、貸し人●●●●さんです。
- 申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は田、面積は558m²です。
- 今回、借り人の●●さんが露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。
- 議 長 事務局からの説明が終わりました。
- 番 現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。
- 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。
- 隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、アスファルト舗装を行い、土砂が流出しないようになっています。
- 雨水については、水路を設け既存水路へ接続します。
- 生活排水については、露天駐車場のためありません。
- 近隣農地への日照及び通風の影響については、露天駐車場ですので、影響はないと判断します。
- 以上です。
- 議 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。
- 事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。
- 転用目的は露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。
- 資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。
- 転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございます

が、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかつた時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。
以上です。

議長 ただ今の整理番号 27 の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ござりますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号 27 について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号 27 は許可と決定します。

続きまして、整理番号 31 について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 31 について、ご説明いたします。
本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転、及び使用貸借に係る農地法第 5 条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1 筆、地目は田、面積は 49 m² です。

議長 今回、譲受人の●●さんが擁壁の工事を目的に申請が行われました。
事務局からの説明が終わりました。
現地調査の結果について事務局よりご報告します。
事務局 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、既存水路へ接続します。

生活排水については、擁壁工事のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、擁壁工事ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長 事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は擁壁工事であり、適当であると考えます。

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関する行政の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただ今の整理番号31の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ござりますか。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号31について、許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号31は許可と決定します。

以上をもちまして、令和4年第11回総会を閉会いたします。